

防災集団移転促進事業について

- ✓ 災害リスクを抱えた地域の皆さんの生命・身体及び財産を守るため、住宅の移転を行う区域（**移転促進区域**）を定め、市が**移転先（住宅団地）**を整備します。
- ✓ 移転促進区域内から集団で移転する場合、移転に要する費用の一部に補助金が受けられます。※被災前に居住していた、または居住している方に限ります

【移転先（住宅団地）】

- ・市が用地を確保し、移転先となる住宅団地を整備します。
- ・移転する方が住宅団地の土地を購入、または賃借し、住宅を建築します。

移転先（住宅団地）
への移転

【移転元地（移転促進区域）】

- ・一つの住宅団地につき**5戸以上**、かつ、区域から**移転する住居の半数以上**が**移転先（住宅団地）**に移転する必要があります。
- ・移転元地は、今後、住宅等の建築が制限されます。※災害危険区域に指定

図 防災集団移転促進事業のイメージ

防災集団移転促進事業について

2) 移転先（住宅団地）について

- ✓ 市が移転先となる住宅団地を整備し、移転する方が住宅団地の土地を購入、または賃借し、住宅を建築します。

移転先の用地取得 および造成

- 市は用地を確保して住宅団地を整備します。

住宅団地に係る 公共施設の整備

- 市は住宅団地における道路、水道、集会施設、排水路など必要に応じて整備します。

住宅の建築

- 住宅団地に移転する方は、住宅団地の土地を購入、または賃借し、住宅を建築します。

防災集団移転促進事業について

3) 移転元地について

- ✓ 移転元地（移転促進区域）は、市が「災害危険区域」に指定し、住宅等の建築を制限します。

災害危険区域 の指定

- 当該事業で移転する場合、市は移転元地を「災害危険区域」に指定し、**住宅等の建築を制限します。**

宅地等の 買い取り

- 市は当該事業で移転元地（移転促進区域）の宅地等を買う必要があるため、災害危険区域の指定など、地域の合意形成が必要になります。
- 制度上、災害危険区域等の実情を踏まえた価格での買い取りとなります。

防災集団移転促進事業について

4) 移転する方への支援について

✓ 当該事業で移転する方は、以下の補助があります。

住宅建築等の 利子に対する補助

- 金融機関からお金を借りて、「住宅団地」に住宅を建築する場合、借入金の利子に対して補助金を受けることができます。

上限額：住宅建築資金のみを借りた場合 325万円
土地代を含む住宅建築資金を借りた場合 421万円

- 市が整備する「住宅団地」以外の場所に移転する方は対象外となります。

住居移転費の 補助

- 住居の移転に伴う引っ越し代などの費用について、補助金を受けることができます。

上限額：移転者一人当たり 975,000円

※実際の負担した金額が上限額に満たない場合は、実際に負担した金額が補助金額となります。

✓ この事業は居住せず土地・建物のみを所有している方などは対象外となります。

防災集団移転促進事業について

5) 一般的な事業の流れについて

①地域住民の方が話し合いを行い、合意形成を図ります。

②地域住民の方が5戸以上まとまって市に移転の申し出を行います。

③市が移転先の用地を確保したうえで、移転促進区域を定めます。

④市が「集団移転促進事業計画」を作成し、国の同意を得ます。

⑤市が確保した用地を住宅団地として整備等を行います。

⑥移転する方の土地（移転元地）は、市が災害危険区域に指定したうえで買い取ります。

⑦住宅団地に移転する方は、市から土地を購入、または賃借し、住宅を建築します。

⑧住宅団地に移転する方は、「住宅建築等の利子に対する補助＋住居移転費の補助」があります。 ※住宅団地以外へ移転する方は住居移転費の補助のみ